

令和4年5月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発0428第9号」により、下記項目の一部変更が通知され令和4年5月1日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■保険収載内容が一部変更された項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
カルプロテクチン (糞便)	270 点	尿便 34 点	「D003」 糞便検査 の「9」	<p>ア 「9」のカルプロテクチン（糞便）を慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定する場合は、ELISA法、FEIA法、イムノクロマト法又はLA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはELISA法、FEIA法又はイムノクロマト法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>ウ 略</p>
抗好中球細胞質 ミエロペルオキシ ダーゼ抗体 (MPO-ANCA)	258 点	免疫 144 点	「D014」 自己抗体 検査の 「30」	<p>「30」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体（MPO-ANCA）は、ELISA法、CLEIA法、ラテックス免疫比濁法又はFIA法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。</p>

裏面につづく

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
インターロイキン-6 (IL-6)	170 点	免疫 144 点	「D015」 血漿蛋白 免疫学的 検査の 「17」	「17」のインターロイキン-6（IL-6）は、全身性炎症反応症候群の患者（疑われる患者を含む。）の重症度判定の補助を目的として、血清又は血漿を検体とし、 <u>ECLIA法</u> 、 <u>CLIA法</u> 又は <u>CLEIA法</u> により測定した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

以上